

ストップ ザ 消費者被害

稚内市消費者被害防止連絡会ニュース No. 34

[事務局]

稚内市消費者センター

稚内市中央4丁目16-2

稚内市保健福祉センター2階

電話 0162-23-4133

「マイナンバー制度」に便乗した不審な電話等 にご注意ください！

- 10月からマイナンバーが通知されたことに関連して、「口座番号をお教えて欲しい」や「個人情報を調査する」などといった不審な電話等に関する相談が全国の消費生活センターに寄せられています。マイナンバー制度に便乗した不審な電話はすぐに切り、自宅に来訪があっても断ってください。

【国民生活センターへ報告された各地の事例（概要）】

- ・行政機関を名乗り、口座番号を取得しようとする不審電話
- ・行政機関の職員を名乗り、資産などの情報を聞き出そうとする女性の来訪
- ・マイナンバーの管理をうたう業者からの不審な電話
- ・早く手続きをしないと刑事問題になるという不審電話

このような不審な電話等は、「詐欺の可能性も高い」ので十分注意してください。

ストップ ザ・悪質商法 こんな コトバ にご用心！

- 悪質商法にあわないために、次のようないい話、誘いの言葉にはくれぐれもご注意を、特に「ご高齢の皆さん」はご用心ください。

- ☆ 健康食品のお届けです。（送り付け商法）
- ☆ 無料で屋根の点検をしてあげましょう。（点検商法）
- ☆ ファンド購入の権利を譲って。3倍で買取ります。（利殖商法）
- ☆ あそこへ行けばいいものが無料で貰えますよ。（催眠商法）

相談事例(稚内市消費者センター)

●スマホメールでの『賞金が当たったという』詐欺的なケース (当選商法)

【 相 談 内 容 】

市内在住の男性(40代)のスマートフォンに突然、『990万円の賞金が当たりました』というメールが届き、賞金を振込むため必要と言われ、口座番号等をメールで知らせてしまった。その後、数回にわたりメールが届いたが、それを開けるためには一回3,000円~5,000円相当の**ポイント購入が必要**であった。購入分の支払いは、**クレジットカードでの決済**する方法で対応してしまった。一日のうちに数十回のメールが来るなどおかしいとも思い携帯電話販売店に行くと、これは「詐欺ではないかと思われま

す」などと言われたので、**カード決済(支払い)のキャンセル**はできないか相談に伺ったとのこと。

【 対 処 ・ 結 果 】

まず、**カード決済代行業者**に相談者からの申し出を伝えたが、直接**サイト業者(東京)**と交渉するようにと回答された。その後、決済代行業者から連絡を受けた**サイト業者**から電話があり、この件の「経緯書」の送付をと言うので送ったところ、証拠となる当初のメールを本人が削除してしまったので、キャンセルには応じられないとのことであった。**相談者の意向に沿い粘り強く交渉を重ねた**が、進展が望めない状況であったので、**カード信販会社**に対応を求めると**主体となり協力する**とのことであった。このことを、本件の進行状況を問合せきた**決済代行業者**に伝えるとその3日後、全ての請求を取り消すとの連絡が当センターにあり、後日、**本人口座への入金を確認**され、無事終了となった。



困った時は稚内市消費者センターにご相談ください。

電話・FAX 0162-23-4133 (稚内市中央4丁目 保健福祉センター 2階)

☆☆☆ 無料法律相談の活用を! ☆☆☆

稚内市では「無料法律相談」を毎月1回実施しています。

○相談時間は午前11時から午後3時までです。(相談時間は1人25分)

○事前申込みが必要ですので、相談を希望される方は下記までご連絡下さい。

向う3ヶ月の【実施日】11月8日・12月13日・1月17日 (※第2日曜日)

★稚内市暮らし環境課生活衛生グループ 電話(直通) 23-6497